

おおいた主伐・再造林ガイドライン

平成31年3月15日
大分県農林水産部林務管理課

I ガイドラインの目的

戦後植林された本県のスギ、ヒノキなどの人工林資源が本格的な利用期を迎える中、主伐から再造林を行う事業地は拡大傾向にある。

このガイドラインは、「森林法」の遵守と「次世代の大分森林づくりビジョン」で示す資源循環利用を促進するとともに、木材等生産機能をはじめとした森林の持つ多面的機能を将来にわたって発揮させることを目的に、主伐から再造林までの適切な施業方法等の基準を示すものである。

なお、このガイドラインにおいて、「主伐」は皆伐により伐期に達した成熟木を伐採することを指し、「再造林」は植栽及び植栽後概ね5年間の保育を指す。

II ガイドラインの対象行為と行為者

このガイドラインが対象とする行為は、大分県の民有林内における主伐及び再造林とし、行為を行う者は素材生産事業者（立木を伐木して丸太等を生産する事業者）及び育林事業者（造林や保育作業を行う事業者）とする。

III 具体的な施業基準

1 事前確認

素材生産事業者は、誤伐や造林未済地の発生などを防止するため、伐採前に次の事項を確認するとともに、必要な措置を講じる。

(1) 契約の際の許可、届出及び制限等の確認並びに手続きの実施

- ① 土地や立木の権利関係や法令による制限行為を確認したうえで森林所有者と立木売買契約等を締結すること。
- ② 立木売買契約等の締結に際しては、登記簿、森林計画図及び森林GIS等による森林調査を行ったうえ、森林所有者とともに現地において所有界（契約地界）の確認を行うこと。契約対象森林に他の所有者の森林等が隣接する場合は、森林所有者と隣接所有者とともに所有界の確認を行うこと。
- ③ 関係法令を遵守し、伐採にあたり必要な許可申請や届出の手続きを行うこと。
- ④ 中間業者等森林所有者以外の者からの請負や受託により伐採活動を行う場合は、①～③の必要な措置を当該中間業者等と共同で行うこと。

(2) 再造林に関する計画の基本方針

- ① 主伐を行う場合、やむを得ない事情がある場合を除き、再造林を実施するよ

う森林所有者へ働きかけるとともに、再生林が円滑に進むよう端材・枝条等を整理すること。

- ② 再生林を実施する体制を有しない場合は、育林事業者と協定（別添様式1）を締結することで、再生林を確実かつ円滑に実施できる体制を確保すること。
- ③ 中間業者等森林所有者以外の者からの請負や受託により主伐を行う場合は、当該中間業者等に対して再生林を計画していることを確認したうえで、契約を締結すること。

2 主伐施業

素材生産事業者は、森林の持つ公益的機能の発揮のほか、林地荒廃・土砂流出の防止等を図るため、次の施業方法を遵守すること。

(1) 主伐に当たっては、次の事項に留意すること。

- ① 気候・地形・土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、1箇所あたりの伐採面積が20haを超えない規模とすること。
- ② 伐採しようとする森林の近接地に人家や農地、公共施設等重要な保全対象がある場合は、土砂、落石、端材及び枝条等の流出防止措置を講じることで、災害の未然防止を図ること。
- ③ 林地の保全、景観の維持、溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のために必要がある場合は、おおむね20メートル幅の保護樹林帯を設けること。

(2) 高性能林業機械を使用する立木の伐採・搬出等に当たっては、林地の保全に十分配慮した施業がなされるよう次の事項に留意すること。

- ① 高性能林業機械の利用や木材の搬出を行うための作業道等を森林内に作設する場合は、下記の事項に十分配慮し、丁寧な作業を行い、切土・盛土の崩壊による土砂流出など災害の未然防止を図ること。
 - ア 作業道延長は必要最小限とし、山腹崩壊の恐れのある箇所、急傾斜地への路線設定は可能な限り避けること。
 - イ 等高線に沿った線形とし、縦断勾配は概ね14%以下とすること。
 - ウ 切土・盛土の形態は半切り半盛りを標準とし、切取断面及び盛土断面については必要最小限にするとともに、盛土については段切施工及び転圧を十分に行うこと。
 - エ 条件に応じて木柵工や土留工の施工等十分な対策を講じること。
 - オ 谷部を横断する場合は、適切な排水処理を行うとともに、枝条等により閉塞させないこと。
 - カ 適切な排水処理を行うため波形線形を基本とするほか、縦断勾配に応じて支障木等を利用した横断溝を設置すること。
- ② 高性能林業機械作業における主要機械の組合せは、林地の保全に十分配慮したシステムを採用すること。

特に、急傾斜地にあつては架線集材との組合せによるシステムを基本に検討

すること。

- ③ 高性能林業機械による造材作業から発生する端材、枝条等の残材については、雨等により散乱・流出しないよう適正に処理すること。

3 再造林施業

素材生産事業者及び育林事業者は相互協力し、効率的かつ適正な森林造成を図るため、次の施業方法を基準とすること。

(1) 地拵え

- ① 伐採木及び枝条等が植栽や保育施業の支障とならないよう必要に応じて整理するとともに、林地の保全に配慮すること。
- ② 主伐にあわせ、地拵え・植栽を行う、一貫作業システムを実施して造林作業の効率化に努めること。

【一貫作業システムとは】

主伐及びその後の再造林までを所有者からの一括受託等により連続して施業するシステムのことであり、伐採後下草が生える前に再造林をすることとし、伐採完了から1年以内の再造林を目安とする。

このシステムのメリットは主伐時点で植栽を考慮した集材・枝葉処理作業等を行うことで、植栽時の地拵等の労力を軽減し、林業適地での再造林を促進するものである。

(2) 植栽

- ① 対象樹種、植栽本数等の植栽方法に関しては市町村森林整備計画や保安林の指定施業要件に基づき、伐採終了年度の翌年度の初日から起算して2年以内を実施すること。
- ② 伐採から植栽までの期間が空くほど下刈等の作業量が増加するため、植栽可能時期の広いコンテナ苗の活用を検討することで、主伐直後の速やかな植栽も検討すること。

(3) シカ等による鳥獣害の防止対策

鳥獣害防止森林区域においては、森林の適正な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、効果的な被害防止対策（植栽木の保護措置（防護ネットや防護資材の設置等）、捕獲）を行うこと。

IV その他留意事項

1 健全な事業活動

- (1) 素材生産事業者と育林事業者は労働安全衛生法をはじめとする関係法令を遵守し、労働災害の撲滅や労働環境の改善に取り組むこと。

(2) 素材生産業者と育林事業者は労働基準法をはじめとする関係法令を遵守し、賃金や福利厚生等の労働条件の改善に取り組むこと。

2 低コスト造林の推進

素材生産業者と育林事業者は低コスト造林を推進するために、伐採・造林の一貫作業システムの導入、低密度植栽、大苗の導入及び下刈の省力等に積極的に取り組むこと。

3 災害に強い森林づくりの推進

尾根、急傾斜地及び河川沿いなど公益的機能の発揮がより望まれる林地については、針葉樹の人工林を広葉樹林や針広混交林に転換するなど、災害に強い森林づくりを推進すること。

主伐後の再生林に関する協定書（ひな形案）

（別添様式1）

素材生産事業者〇〇（以下「甲」という。）と育林事業者□□（以下「乙」という。）は、△△市内において甲が主伐した土地の再生林について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が主伐した土地について、乙が確実に再生林を行うことができる体制を確立することを目的として、甲及び乙が伐採前後にすべき事項を定めるものとする。

（事前調整）

第2条 甲は主伐を実施する土地について、森林所有者が再生林を希望している場合、伐採前に下記の事項を乙と調整することとする。

- 一 再生林の時期及び方法
- 二 伐採で生じる枝条等林地残材の処理
- 三 . . .
- 四 . . .
- 五 その他必要な事項

2 第1項の調整の結果について、甲は森林所有者及び森林経営計画策定者に通知することとする。

（再生林の実施）

第3条 前条第2項による通知の結果、森林所有者が再生林の実施を了承した場合、乙はやむを得ない事情がある場合を除き、再生林を実施することとする。

（記録）

第4条 甲及び乙は第2条に基づく事前確認を実施した場合、日時・土地・確認内容等を記録し、〇〇市及び大分県から要請があったときは、個人情報を除く当該記録を開示するものとする。

（協定期間）

第5条 この協定の期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

（その他）

第6条 協定の更新又は甲乙のいずれかの都合により有効期間中に協定解除若しくは変更の必要が生じた場合は、甲及び乙の協議によりその取扱を定めるものとする。

この協定の締結を証するため、甲は本書2通を作成し、甲及び乙の記名、押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲（伐採事業者） 住所
氏名

乙（育林事業者） 住所
氏名